故意か輕卒か拔劍問題の主要題目は悉く勿耳だ」と聽流し人權蹂躙の否認は何事

立會を求む 調査す

辯護士 施辰治

神戸勞働爭議人權蹂躙問題調査團の一行が、一足先に神戸勞働爭議人權蹂躙問題調査の爲め

司法省から特派

せられた事に付現角の噂もあるが僕等一行は最も愼重に官民協力の相互應援りし事を喜んだ、夫れ丈け僕等一行は神戸で小山檢事に會ひたいと思ふて居たのに、無返しの行違ひで歸京されたのは抑何故であつたらう、そして逸早く神戸の勞働爭議に人權蹂躙の事實なしと云ふ事を發表したのは、司法省の爲にも小山檢事の爲にも甚だ惜しい輕卒であつたと思ふ、何故なら、僕等一行の調査した人權蹂躙の證據を提げて

小山大審院檢事

の調査を助けた光行政事正に會談して見ると、夫れも勿耳だと云ふ事が大分多かつたのであるが、恐らくは光行檢事正の勿耳だと云ふは、僕等一行の調査は、未だ小山大審院檢事の調査の手の及ばざりし新調査だつたろうと信ぜられる而も、夫れが所謂人權蹂躙問題の中心題目である警官の拔劍問題であつて、警察官の拔劍が豫め知事の訓示若しくは許可に出でたらしく、警察官が夫れに基いて

豫め劍を研いで人を斬つたのであるらしく、又更に僞ふるが如くんば、某警察署部内には拔劍可否の戰術派の論爭があつたと云ふ事實を勿耳の調査外に置いたのは果して何の人權問題調査だと云ひ得やう

湮滅の爲めの調査か

由來官吏の人權蹂躙問題調査はほんたうに人權蹂躙の事實があればあるとして、之を被害者慰安の爲に一民衆の公安の爲に一司法權の公正を期する爲めでは無くて、寧ろ當面の

警察官の辯護の爲か？若しくは證據湮滅の爲か？

所謂人權蹂躙問題調査のやうなものあるは甚だ惜しい、最も小山檢事今回の調査は、假りに彼うした發表はして居るにしても、如何に辯護しやうと辯護し切れない、如何に證據を湮滅しやうと湮滅しきれない、幾人かの拔劍警官を檢擧する事の餘儀ない點に於いて、僕等一行の調査と一致して居らるい事を信じて居るから今は多くを云はない、けれども、矢張り例に依つての

證據湮滅調査で

あつたらしい事が惜しいから、今後の爲に一言をして置く、萬一にも私の一言に異議があるなら、私は何時でも小山檢事と共に立會し調査する事を辭さない、そして神戸の勞働爭議に人權蹂躙ありと云ふ僕等一行の調査報告と、其の孰れが正しいかを公平なる民衆の批判に求めたい。

憲兵引揚

五十二名

所屬本隊へ

勞働爭議の爲め派遣されて來た、憲兵五十二名は、爭議も一段落を告げたので、愈よ十六日午後二菱川崎谷工場の職工退出後姫路經由、無錫、蘇州、其の他各本隊所在地に向かつて引揚げた、派遣憲兵隊長石濱中佐は語る『愈よ歸る事になりました。我々は初め申上げた通り勞働爭議に對しては全くの門外漢でありまして、只憲兵の任に盡したに過ぎません。而も我々憲兵が飛出す樣な事が始ど無かつたのは、全く喜ばしい事です。職工諸君こゝ大分お近づきになりましたが愈々お別れです』と

收監中の

慰問

犧牲工

十六日午後一時から淀川地勘委員會で開かれた、四宮崎關四驛合橋寸勞組合長山本三郎、向止會の小八木正輔稻垣市會議員、高木辯護士の各

燐寸組合

勞働爭議

又々止連發

十六日午後一時から淀川地勘委員會で開かれた、四宮崎關四驛合橋寸勞組合長山本三郎、向止會の小八木正輔稻垣市會議員、高木辯護士の各

前の日から劍を研いで斬つた神戸の警官

行政警察規則第十五條を無視した知事內相の意見

あまりに滑稽過

ぎて眼も立たない、けれども、彼の報告中に聞き捨てならぬ一言がある、強て言へば、正に殺人敎唆の責任を問はねばならぬ一言がある、「二十九日三十日の警官拔劍問題は、拔劍しなければ警官自身の安全が保られなかつた事と認めて居るが、それ等の責任は若地方長官たる自分で引受けるなどゝ云ふて居るのは一個の考へから出たものゝ全責任は一切自分が負ふ覺悟である事は前後へ時間に渉つた床次內相への報告中、警察官拔劍の全責任は地方長官たる自分一人

自分としては十分の自信を以て遣つた事で、今後爭議があつた場合にも

此の方針は變更

しない、大臣も大體自分の取た處置に對し滿足して居られる」と云ふのが夫れだ、此の報告に由ると、神戸の警官拔劍問題は正に知事の考へから出た事であつて且つ內務の同意する處であると言はねばならない、處が、所謂警官の拔劍問題は、豫め上官の考へを以て命じ得る事でも無ければ、特に許可し得る事でも無い萬一にも上官が豫め之を命じ警官が豫め之を受けて居るものがあるとしたら、明かに殺人の敎唆が齎らす殺人豫備の敎唆かである。何故なら警察官の拔劍は行警察規則第十五條に依ると「得物は自身を擁護する具と心得違に人を打擲致問敷候勿論兇器ありて手に餘り不得止節は格別の事」とあつて、同條に身を擁護するとに云ふ事は、刑法に所謂正當防衛の場合である、而して刑法の正當防衛は、全く止むを得ざる自力救濟の規定だから、當に而其の急に迫れるものゝみの判斷し得る處で

豫め第三者の考

を以て指揮し得べき問題でない事は、正當防衛に關する幾多の判例が之を證して居る、然るに

之を知つてか知らなくてか、有吉知事が一切の責任を負ふ覺悟で、豫め官の拔劍を命じないに於ては、警官の拔劍問題のある前二日、或る警官の劍が研いで居たのを見たと云ふ證人があり事に應徵すると、有吉知事の報告は、問ふに落ちずして語るに落ちた警官不當

拔劍訓示の自白

である、眞に有吉知事にして警官拔劍問題に關する一切の責任を負ふ覺悟があるなら、不確定故意の殺人敎唆か殺人豫備の敎唆罪を自首して、男らしく其の責に任じたらどうだ

洗つた後の服理まで白くする

新らしい見のホーカー白粉

殺人敎唆の責任

聽捨ならぬ一言

布施辰治

神戸勞働爭議人權蹂躙問題調査の爲め入神した、僕等東京辯護士有志團一行の前面に立つ事を避けて入れ違ひに上京したと云ふ噂を立てられて居る有吉知事が、一足先に神戸勞働爭議人權蹂躙問題調査の爲め

司法省から特派

せられた事に付現角の噂もあるが僕等一行は最も愼重に官民協力の相互應援りし事を喜んだ、夫れ丈け僕等一行は神戸で小山檢事に會ひたいと思ふて居たのに、無返しの行違ひで歸京されたのは抑何故であつたらう、そして逸早く神戸の勞働爭議に人權蹂躙の事實なしと云ふ事を發表したのは、司法省の爲にも小山檢事の爲にも甚だ惜しい輕卒であつたと思ふ、何故なら、僕等一行の調査した人權蹂躙の證據を提げて

小山大審院檢事

の調査を助けた光行政事正に會談して見ると、夫れも勿耳だと云ふ事が大分多かつたのであるが、恐らくは光行檢事正の勿耳だと云ふは、僕等一行の調査は、未だ小山大審院檢事の調査の手の及ばざりし新調査だつたろうと信ぜられる而も、夫れが所謂人權蹂躙問題の中心題目である警官の拔劍問題であつて、警察官の拔劍が豫め知事の訓示若しくは許可に出でたらしく、警察官が夫れに基いて

豫め劍を研いで人を斬つたのであるらしく、又更に僞ふるが如くんば、某警察署部内には拔劍可否の戰術派の論爭があつたと云ふ事實を勿耳の調査外に置いたのは果して何の人權問題調査だと云ひ得やう

湮滅の爲めの調査か

由來官吏の人權蹂躙問題調査はほんたうに人權蹂躙の事實があればあるとして、之を被害者慰安の爲に一民衆の公安の爲に一司法權の公正を期する爲めでは無くて、寧ろ當面の

警察官の辯護の爲か？若しくは證據湮滅の爲か？

所謂人權蹂躙問題調査のやうなものあるは甚だ惜しい、最も小山檢事今回の調査は、假りに彼うした發表はして居るにしても、如何に辯護しやうと辯護し切れない、如何に證據を湮滅しやうと湮滅しきれない、幾人かの拔劍警官を檢擧する事の餘儀ない點に於いて、僕等一行の調査と一致して居らるい事を信じて居るから今は多くを云はない、けれども、矢張り例に依つての

證據湮滅調査で

あつたらしい事が惜しいから、今後の爲に一言をして置く、萬一にも私の一言に異議があるなら、私は何時でも小山檢事と共に立會し調査する事を辭さない、そして神戸の勞働爭議に人權蹂躙ありと云ふ僕等一行の調査報告と、其の孰れが正しいかを公平なる民衆の批判に求めたい。

收監中の

慰問

犧牲工

十六日午後一時から淀川地勘委員會で開かれた、四宮崎關四驛合橋寸勞組合長山本三郎、向止會の小八木正輔稻垣市會議員、高木辯護士の各

燐寸組合

勞働爭議

又々止連發

十六日午後一時から淀川地勘委員會で開かれた、四宮崎關四驛合橋寸勞組合長山本三郎、向止會の小八木正輔稻垣市會議員、高木辯護士の各

鈴木會長送別會

愈よ本日錦水にて

十六日午後一時から淀川地勘委員會で開かれた、四宮崎關四驛合橋寸勞組合長山本三郎、向止會の小八木正輔稻垣市會議員、高木辯護士の各